

令和2年度12月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
母子父子寡婦福祉資金貸付金債権取得事業費	こども家庭課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
46,560	令和3年度～令和6年度					46,560

[事業の目的]

平成30年4月1日の中核市移行に伴い、県から母子父子寡婦福祉資金貸付金債権の譲渡を受けた。中核市指定日の前日以前において貸付金の貸付を受けたものについて算出された債権譲渡額(県分)を支払う。

債権総額 金214,283,293円 (元利内訳 : 元金 金213,392,159円、利子・違約金 金891,134円)
 (内訳) 国庫分 金140,881,504円
 県費分 金73,401,789円

[事業の内容]

債権譲渡価格について、5年間の年賦払いを行う。(無利子)
 債権譲渡価格については、国が平成4年に示した算出方法で行い、全ての中核市への譲渡で同様の方法で算出される。
 債権総額(県費分)金73,401,789円 - 債権放棄額 金15,200,956円 = 債権譲渡額 金58,200,833円
 金58,200,833を5年間の年賦払い

[これまでの関連する取組み]

平成30年 4月 県と譲渡契約書締結
 令和元年11月 譲渡価格及び支払方法について厚生労働省へ報告
 厚生労働大臣が財務及び総務大臣と協議して譲渡価格を決定
 令和 2年 9月 厚生労働省から譲渡価格の決定通知

[今後の取組み]

債務負担行為を設定することにより令和6年までの5年間、計5回にわたり県へ譲渡価格を支払う。

[スケジュール]

令和3年1月 県と「中核市に対する事務移譲に伴う母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付債権の譲渡価格及び支払条件に関する契約書」を締結

3月	令和2年度分 第1回目支払(金11,640,833円)	
令和4年3月	令和3年度分 第2回目支払(金11,640,000円)	
令和5年3月	令和4年度分 第3回目支払(金11,640,000円)	
令和6年3月	令和5年度分 第4回目支払(金11,640,000円)	
令和7年3月	令和6年度分 第5回目支払(金11,640,000円)	5年間(5回)計 金58,200,833円